

○財務省告示第三十五号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十六年一月二十四日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年二月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百二十六回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項
三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けけるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

| 八 | | 七 | | 六 | | 五 | |
|----|-----------------|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------|
| 額最 | | イ 払 込 | | イ 発 行 | | イ 募 入 | |
| 低 | 行 争 非 者 特 国 入 価 | 行 争 非 者 特 国 入 価 | 行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争 | 行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争 | 行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争 | 行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争 | 法 入 決 定 の |
| 額 | 札 格 第 I 加 場 行 争 | 札 格 第 I 加 場 行 争 | 札 格 第 I 加 場 行 争 | 札 格 第 I 加 場 行 争 | 札 格 第 I 加 場 行 争 | 札 格 第 I 加 場 行 争 | の |
| 面 | 金 | 金 | 金 | 金 | 金 | 金 | の |
| 千 | 万 | 千 | 万 | 千 | 万 | 千 | 万 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | 千 | 七 | 千 | 二 | | |
| | | 七 | 九 | 九 | 兆 | | |
| | | 百 | 七 | 百 | 三 | | |
| | | 三 | 五 | 三 | 千 | | |
| | | 十 | 五 | 十 | 四 | | |
| | | 六 | 十 | 六 | 十 | | |
| | | 千 | 億 | 千 | 六 | | |
| | | 九 | 億 | 九 | 億 | | |
| | | 百 | 千 | 百 | 千 | | |
| | | 九 | 百 | 十 | 七 | | |
| | | 十 | 十 | 九 | 十 | | |
| | | 万 | 万 | 万 | 四 | | |
| | | 五 | 万 | 万 | 万 | | |

「 国債市場特別参加者・第 I 非

価格競争入札発行」という。各
 申込みのうち応募額を価格の高い
 当てる。その応募額を順位割
 各債市場特別参加者ごとの
 募集限度額の範囲内において各
 申込みの応募額を割り当てる。

円 額 千 額
 面 万 面
 金 円 金
 額 額
 で 二
 千 兆
 九 三
 百 千
 五 四
 十 億
 九 十
 万 八
 万 億
 五

